

2008年5月28日

「公共サービス基本法案」中間報告

民主党 総務部門

ネクスト総務担当 原口 一博

公共サービス基本法案検討チーム座長 福田 昭夫

I. はじめに

国民の生活は、国・自治体・民間事業者・NPO等、様々な主体が提供する公共サービスを基盤として成り立っている。国民が安心して暮らすことができるようにするためには、公共サービスにおける国民の権利を明確化するとともに、多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら公共サービスを提供する適切な役割分担を実現すべきである。

また、国・自治体が提供する公共サービスに対する国民のニーズは、格差の拡大に伴って増大し、社会の複雑化に伴って多様化しているにもかかわらず、公共サービスは必ずしも国民のニーズに合ったものとはなっていない。国・自治体の公共サービスを国民の視点から不断に見直すことが不可欠である。

以上の観点から、下記の内容を盛り込んだ「公共サービス基本法案」を準備すべきである。

II. 公共サービスの定義

- 本法案の対象とする「公共サービス」は、公益性の高い事業のうち、国民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供及びその他公共の利益の増進に資する行為とする（提供主体は問わない）。
- また「公共サービス」のうち、下記のことを「国等・自治体等が行う公共サービス」とする。
 - ① 国等（特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等も含む）、自治体等（地方独立行政法人等も含む）が自ら実施するもの
 - ② 国等・自治体等が事業者への委託等によって実施するもの

※ 国等、自治体等の定義については、国や自治体との結びつきが強い法人が対象となるように今後検討する。

III. 「公共サービス」の基本原則

- 国民が「公共サービス」に関する権利を有していることを明確化する。
 - ・ 良質な公共サービスを享受する権利
 - ・ 公共サービスについて意見を述べる権利

- ・ 公共サービスに関する情報を享受する権利
 - ・ 公共サービスに関する教育を受ける権利
 - ・ 公共サービスを選択する権利
 - ・ 公共サービスによって権利利益が侵害された場合に救済される権利 等
- 「公共サービス」の実施等は、国、自治体及び事業者が相互に協力して、それぞれの特性にふさわしい役割を果たしつつ、相互に緊密な連携を図ることにより、多様化する国民の基本的な需要に的確に対応するよう、推進されるものとする。

IV. 国等・自治体等の責務

- 国等は、国民生活の安定と向上に対して国が本来果たすべき役割を踏まえて、以下の責務を果たすものとする。
- ・ 国等は「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して公共サービスを実施すること。
 - ・ 国等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、国民の視点を踏まえた公共サービスの立案を行うとともに、公共サービスに関する施策の策定の過程の公正性及び透明性を確保すること。
 - ・ 国等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、国民が公共サービスの実施状況をチェックできるよう、公共サービスに関する情報を積極的に公表すること。
 - ・ 国等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、公共サービスの役割分担、改善すべき点、必要性の有無等について、国民の視点を踏まえた評価を行うこと等により、不断の見直しを行うこと。
- 自治体等は、公共サービスの実施等に関し、その自治体の実情に応じて、国との適切な役割分担を踏まえつつ、以下の責務を果たすものとする。
- ・ 自治体等は「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して公共サービスを実施すること。
 - ・ 自治体等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、国民の視点を踏まえた公共サービスの立案を行うとともに、公共サービスに関する施策の策定の過程の公正性及び透明性を確保すること。
 - ・ 自治体等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、国民が公共サービスの実施状況をチェックできるよう、公共サービスに関する情報を積極的に公表すること。
 - ・ 自治体等は、「公共サービス」に関する国民の権利（上記参照）を尊重して、公共サービスの役割分担、改善すべき点、必要性の有無等について、国民の視点を踏まえた評価を行うこと等により、不断の見直しを行

うこと。

- 国・自治体は、「国等・自治体等が行う公共サービス」の実施に従事する者の権利が保障され、適正な労働環境が整備されることが、公共サービスを適正かつ確実に実施し、良質な公共サービスを提供する上で重要であることに鑑み、公共サービスの実施に従事する者の権利保障や労働環境整備に関して必要な施策を講ずるものとする。
- 国等・自治体等から委託等された事業者は、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めるものとする。
- 国等・自治体等、国等・自治体等から委託等された事業者は、公共サービスの実施に関し、それぞれの役割分担、責任の所在を明確化するものとする。

以上